

令和元年9月19日

排出事業者様

一般財団法人広島県環境保全公社理事長
〒730-0037広島市中区中町8番18号
総務課

消費税法改正に伴う産業廃棄物等処分料金の消費税率について

平素は、当公社処分場をご利用いただきまして、ありがとうございます。

この度、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」に基づき、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることとなっています。

これに伴い、令和元年10月1日以降搬入される産業廃棄物等の処分料金について、新しい税率10%を適用いたします。

なお、産業廃棄物等処分料金の税抜額に変更はありません。

ご不明な点等ありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

○問い合わせ先○

総務課 電話：082（544）2361

産業廃棄物等処分料金表

箕島処分場

1. 令和元年9月30日搬入まで

産業廃棄物等の種類		税抜単価	消費税8%	計
建設残土		800円/t	64円	864円/t
産業廃棄物	ガラスくず, コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。), 陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)及びがれき類	7,000円/t	560円	7,560円/t
	鉦さい, 汚泥(建設系)	8,000円/t	640円	8,640円/t
	ばいじん, 燃え殻, 汚泥(非建設系)	10,000円/t	800円	10,800円/t

2. 令和元年10月1日搬入分より

産業廃棄物等の種類		税抜単価	消費税10%	計
建設残土		800円/t	80円	880円/t
産業廃棄物	ガラスくず, コンクリートくず(工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。), 陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)及びがれき類	7,000円/t	700円	7,700円/t
	鉦さい, 汚泥(建設系)	8,000円/t	800円	8,800円/t
	ばいじん, 燃え殻, 汚泥(非建設系)	10,000円/t	1,000円	11,000円/t

※産業廃棄物の処分には、この料金表のほかに、広島県産業廃棄物埋立税(産廃税)が必要です。
産廃税は、1トンあたり1,000円(1キロ1円)です。

産業廃棄物等処分料金表

出島処分場

1. 令和元年9月30日搬入まで

産業廃棄物の種類		税抜単価	消費税8%	計
産業廃棄物	ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。), 陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。) 及びがれき類	7,000円/t	560円	7,560円/t
	鉦さい, 汚泥 (建設系)	8,000円/t	640円	8,640円/t
	ばいじん, 燃え殻, 汚泥 (非建設系)	10,000円/t	800円	10,800円/t

2. 令和元年10月1日搬入分より

産業廃棄物の種類		税抜単価	消費税10%	計
産業廃棄物	ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。), 陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。) 及びがれき類	7,000円/t	700円	7,700円/t
	鉦さい, 汚泥 (建設系)	8,000円/t	800円	8,800円/t
	ばいじん, 燃え殻, 汚泥 (非建設系)	10,000円/t	1,000円	11,000円/t

※産業廃棄物の処分には, この料金表のほかに, 広島県産業廃棄物埋立税 (産廃税) が必要です。
産廃税は, 1トンあたり1,000円 (1キロ1円) です。